

おくやみハンドブック

岸和田市

干



# ご遺族の方へ

この度のご家族のご逝去に謹んでお悔やみ申し上げます。

この「おくやみハンドブック」は、亡くなられた方に関する市役所での届出や、その他一般的なお手続きについてご案内しております。

大変な時期かとは存じますが、皆様がお手続きを進める中で、このハンドブックが少しでもお役に立てれば幸いです。

岸和田市長

## もくじ

亡くなられた後のお手続きの一般的な流れ（目安）	P.2
ご来庁時の本人確認について	P.2
市役所での各種手続きチェックリスト	P.3
市役所での各種手続き	P.5
1. 住民登録	P.5
2. 年金・健康保険	P.7
3. 介護保険	P.12
4. 福祉	P.13
5. 税金	P.23
6. 子ども	P.29
7. 上下水道・し尿	P.37
8. その他・関連するご案内	P.40
ごみの排出方法	P.47
市役所外での手続きチェックリスト	P.49
相続に関するチェックリスト	P.52
住民票（除票）・戸籍の請求について	P.53
委任状	P.56
家系図・法定相続情報証明制度について	P.57
相続登記義務化について（法務局からのお知らせ）	P.59
庁内フロアマップ	P.61

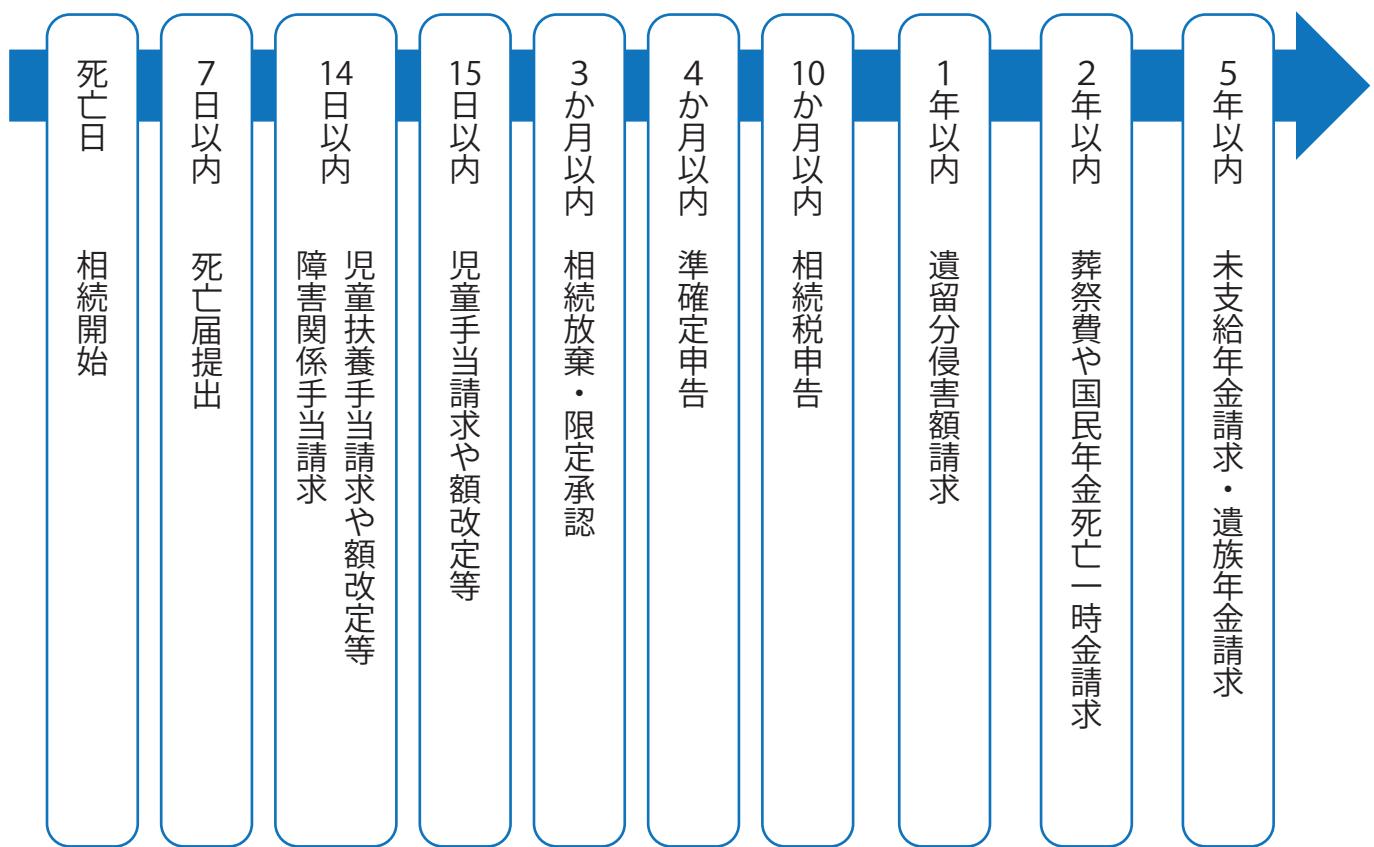
## おくやみ手続きナビ利用案内

スマートフォンやPCで簡単な質問に答えるだけで必要な手続きが確認できる  
おくやみ手続きナビもぜひご利用ください。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/27202>



## 亡くなられた後のお手続きの一般的な流れ(目安)



## ご来庁時の本人確認について(お願い)

亡くなられた方のお手続きをご案内するにあたり、窓口にお越しの方のご本人確認をさせていただきますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 本人確認書類一覧

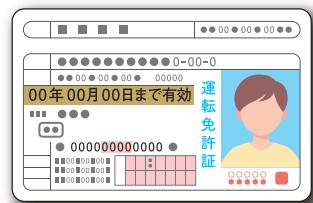
#### □ 1点で本人確認できる書類（顔写真付きに限る）

マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 など

#### □ 2点で本人確認できる書類

健康保険・介護保険・後期高齢者医療の被保険者証  
(資格確認書を含む)、各種年金手帳、学生証 など

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



# 市役所での各種手続きのチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
チェックリスト 住民登録	亡くなられた方が世帯主で、他に2名以上の世帯員がいる	<input type="checkbox"/>	P.5
	印鑑登録をしていた	<input type="checkbox"/>	
	マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた	<input type="checkbox"/>	
	パスポートを持っていた	<input type="checkbox"/>	
住民登録 年金・健康保険	次のいずれかの年金（遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金）のみを受給している	<input type="checkbox"/>	P.7
	国民年金に加入している	<input type="checkbox"/>	
健康保険 高齢者・介護保険	国民健康保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	P.8
	後期高齢者医療保険に加入していた	<input type="checkbox"/>	
介護保険	65歳以上の方、または40歳～64歳で要介護認定を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.12
税金 子ども	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.13
	障害児福祉手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	
	特別障害者手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.14
	特別児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.15
上下水道・福祉	重度障がい者在宅介護支援給付金（重度障がい者在宅生活応援制度）を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.16
	大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた	<input type="checkbox"/>	
その他 手市役所外の相続関係	重度障害者医療費の助成を受けていた	<input type="checkbox"/>	P.19
	岸和田市重度障害者等タクシー助成券を利用していた	<input type="checkbox"/>	
税金 事業者 広告掲載	障害福祉サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	P.20
	地域生活支援サービスを利用していた	<input type="checkbox"/>	
相続関係	緊急通報機を借りていた	<input type="checkbox"/>	P.21
	紙おむつの給付を受けていた	<input type="checkbox"/>	
税金 事業者 広告掲載	認知症高齢者等見守りネットワークに登録していた	<input type="checkbox"/>	P.22
	市民税・府民税・森林環境税について	<input type="checkbox"/>	P.23
	固定資産税について	<input type="checkbox"/>	P.24
	法務局に登記していない家屋（未登記家屋）を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.25

区分	該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	詳細ページ
税金	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車・ミニカーを所有していた	<input type="checkbox"/>	P.26
	市税の納付が済んでいない	<input type="checkbox"/>	P.27
	口座振替で市税を納付していた	<input type="checkbox"/>	P.28
子ども	児童手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.29
	児童扶養手当を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.30
	子ども医療証が交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.31
	ひとり親家庭医療証が交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.32
	未熟児養育医療券が交付されていた	<input type="checkbox"/>	P.33
	保育施設や幼稚園を利用している子どもの保護者が亡くなられた	<input type="checkbox"/>	
	亡くなられた方が就学奨励費または支援学級就学奨励費を受給していた	<input type="checkbox"/>	P.34
	岸和田市立小中学校通学者があり、学校給食費の支払いがある	<input type="checkbox"/>	P.35
	チビッコホーム（学童保育）を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.36
	障害児通所支援を利用していた	<input type="checkbox"/>	
上下水道・し尿	上下水道を使用していた	<input type="checkbox"/>	P.37
	下水道事業受益者負担金を納付中であった	<input type="checkbox"/>	
	し尿汲み取り式のトイレを使用していた	<input type="checkbox"/>	P.38
	浄化槽が設置された建物を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.39
その他・ご案内	市営住宅に入居していた	<input type="checkbox"/>	P.40
	家屋（住宅、店舗等）を所有していた（空家となつた）	<input type="checkbox"/>	P.41
	道路及び法定外公共物を占用していた	<input type="checkbox"/>	P.42
	生産緑地を所有していた	<input type="checkbox"/>	
	森林を所有していた	<input type="checkbox"/>	P.43
	農地の所有者だった	<input type="checkbox"/>	
	図書館を利用していた	<input type="checkbox"/>	P.44
	市営墓地の使用者であった	<input type="checkbox"/>	
	専門家による相談について	<input type="checkbox"/>	P.45
	ご遺族のこころの相談について	<input type="checkbox"/>	
	死産等された方	<input type="checkbox"/>	P.46

チェックリスト

住民登録

健年  
康  
保  
険介  
護  
福  
祉  
・  
障  
害税  
金子  
ど  
も上  
下  
水  
道  
・  
し  
尿そ  
の  
他市役所外  
の  
手  
續  
ぎ相  
続  
関  
係広  
告  
掲  
載  
事  
業  
者

# 1. 住民登録に関する手続き

## 亡くなられた方が世帯主で、他に2名以上の世帯員がいる

チエックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の手続

相続関係

事業者  
広告掲載

### 手続き 世帯主変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が世帯主で、その方以外に2名以上の世帯員がいらっしゃる場合は、今後の世帯主をどなたにするのか手続きが必要です。	可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状（届出人と亡くなられた方が別世帯の場合、その世帯の方からの委任状が必要です。）	14日以内

## 印鑑登録をしていた

### 手続き 印鑑登録証（カード）の返却または破棄

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却または破棄してください。	可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の印鑑登録証（カード）	なし

MEMO

## マイナンバーカード・個人番号通知カードを持っていた

### 手続き カードの返却 (任意)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方がマイナンバーカードや個人番号通知カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは無効となります。	可
カードの返納を希望する場合、相続等の手続きで個人番号が必要になる場合があるため、すべての手続きを終えてから返納してください。	期 限 なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	どなたでも可 問い合わせ先 市民課 マイナンバーカード コールセンター ☎ 072-423-9509

## パスポートを持っていた

### 手続き パスポートの返納・失効手続き (任意)

詳細	支所・市民センターで手続き
【日本のパスポートをお持ちの方】 返納の義務はございませんが、有効中のパスポートの失効を希望する場合は、手続きができます。	不可
【日本のパスポート以外をお持ちの方】 各大使館・領事館へ直接お問い合わせください。	期 限 有効期限が切れるまで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 名義人の有効中パスポート <input type="checkbox"/> 名義人の死亡確認書類 (死亡診断書・除籍謄本等 ※コピー可)	親族 問い合わせ先 市民課 マイナンバーカード・ パスポート交付担当 ☎ 072-423-9752

## 2. 年金・健康保険に関する手続き

### 下記2項目の問い合わせ先

国民年金のみ：市民課 国民年金担当 ☎ 072-423-9460  
厚生年金あり：貝塚年金事務所 ☎ 072-431-1122  
共済年金：各共済組合

チェックリスト

住民登録

健年  
金保  
険

高齢  
介護  
福  
祉  
障  
害

税  
金

子  
ど  
も

上  
下  
水  
道

そ  
の  
他

手  
市  
役  
所  
外  
の

相  
続  
関  
係

事  
業  
者

### 次のいずれかの年金（遺族基礎年金、障害基礎年金、寡婦年金）のみを受給している

#### 手続き 未支給年金の請求

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が年金を受給していた場合、未支給年金の請求が可能な場合があります。詳細は上記の各窓口へお問い合わせください。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金関係書類 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※上記以外にも他の書類が必要になる場合がありますので、まずはご相談ください。	亡くなられた日から最長5年以内
	手続き可能な人 請求権のあるご遺族等

### 国民年金に加入している

#### 手続き 国民年金の手続き（遺族基礎年金・寡婦年金・死亡一時金の請求）

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が国民年金の加入中であった場合など、遺族基礎年金や寡婦年金、死亡一時金の請求が可能な場合があります。詳細は上記の各窓口へお問い合わせください。	不可
必要なもの	期 限 【遺族基礎年金・寡婦年金】 亡くなられた日から5年以内 【死亡一時金】 亡くなられた日から2年以内
<input type="checkbox"/> 死亡診断書のコピー等 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の年金関係書類 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 ※上記以外にも他の書類が必要になる場合がありますので、まずはご相談ください。	手続き可能な人 請求権のあるご遺族等

## 国民健康保険に加入していた

### 手続き① 脱退の手続き

詳細	支所・市民センターで手続き
被保険者が亡くなられた場合は、国民健康保険の手続きが必要となります。	可
	期 限
	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 異動届兼申請書 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方の国民健康保険資格確認書等 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	どなたでも可 問い合わせ先 <b>健康保険課 資格賦課担当</b> <b>☎ 072-423-9458</b>

### 手続き② 亡くなられた方が世帯主であった

詳細	支所・市民センターで手続き
世帯主変更が必要となります。 ※あらかじめ、市民課で世帯主変更の手続きが必要です。	可
	期 限
	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 異動届兼申請書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	どなたでも可 問い合わせ先 <b>健康保険課 資格賦課担当</b> <b>☎ 072-423-9458</b>

MEMO

## 2. 年金・健康保険に関する手続き

### 手続き③ 葬祭費の申請

チエックリスト

住民登録

健年  
健康保  
険介護  
福祉障  
害

税金

子ども

し尿  
上下水道

その他

手市  
役所外  
の相  
続  
関  
係事  
業  
者  
広  
告  
掲  
載

詳細	支所・市民センターで手続き
国民健康保険の被保険者が亡くなられた場合、葬儀を行った喪主に葬祭費（50,000円）を支給します。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 葬儀の領収書など (喪主の氏名及び亡くなった被保険者の氏名が確認できるもの)	葬儀を行った日から2年間
<input type="checkbox"/> 喪主の通帳など口座情報のわかるもの (訂正する場合や喪主以外の口座に振り込む場合は、喪主の印鑑が必要)	手続き可能な人
	喪主 (郵送での手続き可能)
	問い合わせ先
	健康保険課 給付担当 ☎ 072-423-9457

### 手続き④ 相続人による郵便物送付先申請書の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料の未納または還付に関するお手紙を送付する場合があります。  独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同申請書をご提出ください。  ※郵送手続き可。お電話でご連絡いただければ同申請書を郵送でお送りします。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出人の顔写真付きの本人確認書類	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
	問い合わせ先
	健康保険課 収納担当 ☎ 072-423-9459

MEMO

## 後期高齢者医療保険に加入していた

### 手続き① 資格確認書の返却

詳細	支所・市民センターで手続き
被保険者が亡くなられた場合は、資格確認書をご返却ください。市役所本庁または各サービスセンターに返却が難しい場合は、ご自身で適切に破棄してください。	可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書（交付されている場合）	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	健康保険課 後期高齢者医療担当
	☎ 072-423-9468

### 手続き② 葬祭費の申請

詳細	支所・市民センターで手続き
被保険者が亡くなれたときは、葬祭を行った方に葬祭費（50,000円）が支給されます。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 葬祭執行者の通帳	葬祭を行った日から2年間
<input type="checkbox"/> 葬儀費用の領収書（喪主の氏名の記載必要）	手続き可能な人
※ 葬祭執行者以外の口座名義へ振込を依頼される際は、葬祭執行者の認印が必要となります。（シャチハタ印不可）	葬祭執行者もしくはその家族や親族等
	問い合わせ先
	健康保険課 後期高齢者医療担当
	☎ 072-423-9468

MEMO

## 2. 年金・健康保険に関する手続き

### 手続き③ 高額療養費の申立て申請

チエックリスト

住民登録

健年  
健康  
保  
険高  
介  
護  
福  
祉  
障  
害

税金

子ども

し  
上  
下  
水  
道  
・  
尿その  
他市  
役  
所  
外  
の  
手  
続  
き相  
続  
関  
係事  
業  
者  
広  
告  
掲  
載

詳細	支所・市民センターで手続き
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 相続人の通帳	2年以内
<input type="checkbox"/> 相続人であることがわかる書類	手続き可能な人
法定相続人の場合：戸籍謄本の写し等(同世帯の場合は不要)	相続人
指定相続人の場合：遺言書の写し等	問い合わせ先
	健康保険課 後期高齢者医療担当
	☎ 072-423-9468

### 手続き④ 相続人による送付先変更届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
後日、市より亡くなられた方の生前のご住所に保険料、給付に関する通知等を送付する場合があります。 独り暮らしをされていた方、施設に入居されていた方など送付した郵便物が返戻になるおそれのある方は同届をご提出ください。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 届出人の顔写真付きの本人確認書類	速やかに
	手続き可能な人
	相続人
	問い合わせ先
	健康保険課 後期高齢者医療担当
	☎ 072-423-9468

MEMO

### 3. 介護保険に関する手続き

#### 65歳以上の方、または40歳～64歳で要介護認定を受けていた

##### 手続き 被保険者証の返却

詳細	支所・市民センターで手続き <b>不可</b>
	期 限 なし
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の介護保険被保険者証	どなたでも可 問い合わせ先 <b>介護保険課</b> <b>☎ 072-423-9475</b>

MEMO

チェックリスト

住民登録

健年  
健康  
保  
険

介  
護  
福  
祉  
・  
障  
害

税  
金

子  
ど  
も

上  
下  
水  
道  
・  
し  
尿

そ  
の  
他

市  
役  
所  
外  
の  
手  
続  
き

相  
続  
関  
係

広  
告  
掲  
載

## 4. 福祉に関する手続き

### 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を交付されていた

#### 手続き 手帳の返還

チェックリスト

住民登録

健年金保険

介護福祉・障害

税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	障害者支援課 障害福祉担当 (身体、療育) ☎ 072-423-9446
	福祉医療担当 (精神) ☎ 072-423-9090

### 障害児福祉手当を受給していた

#### 手続き

#### 障害児福祉手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 印鑑	死亡日から 14 日以内
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446

## 特別障害者手当を受給していた

### 手続き

### 特別障害者手当資格喪失届の提出 (未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	問い合わせ先 障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446

MEMO

## 4. 福祉に関する手続き

### 特別児童扶養手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

##### 手続き①

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人（児童対象）の振込口座の通帳の写し	親族
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者と対象児童の戸籍謄本（抄本）、マイナンバーがわかるもの、振込口座の通帳の写し	問い合わせ先 障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446
<input type="checkbox"/> 印鑑	

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き②

特別児童扶養手当資格喪失届（または額改定届）の提出  
(未払い分がある場合は未支払特別児童扶養手当請求書の提出)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 印鑑	親族 問い合わせ先 障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446

## 重度障がい者在宅介護支援給付金(重度障がい者在宅生活応援制度)を受給していた

### 【受給者(介護人)が亡くなられた場合】

手続き①

**重度障がい者在宅介護支援給付金受給資格者等異動届の提出**  
(未払い分がある場合は未支払重度障がい者在宅介護支援給付金請求書の提出)

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求となり、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きとなります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は障害者(児)の振込口座のわかるもの <input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、身体障害者手帳、療育手帳、受給者(介護者)名義の振込口座のわかるもの	どなたでも可 問い合わせ先 障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446

### 【障害者(児)が亡くなられた場合】

手続き②

**重度障がい者在宅介護支援給付金受給資格者等異動届の提出**

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が重度障がい者在宅介護支援給付金を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可 問い合わせ先 障害者支援課 障害福祉担当 ☎ 072-423-9446

## 4. 福祉に関する手続き

### 大阪府障がい者扶養共済制度に加入していた

チェックリスト

住民登録

健康保険

高齢福祉・障害・  
介護

税金

子ども

上下水道・  
屎尿

その他

手市役所外の  
手続き

相続関係

事業者  
広告掲載

#### 【加入者が亡くなられた場合】

##### 手続き① 死亡・重度障害届出書、年金支給請求書の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
加入者の状況に応じて、年金の給付ができる場合がありますので、お問い合わせください。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の死亡診断書	年金を受給する方または、年金管理者
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の住民票（除票）	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 年金を受給する方の住民票	障害者支援課 福祉医療担当
<input type="checkbox"/> 加入（口数追加）証書	☎ 072-423-9090

#### 【年金を受給予定していた方が亡くなられた場合】

##### 手続き② 死亡・重度障害届出書、弔慰金請求書の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
年金を受給予定していた方が亡くなられた場合、状況に応じて弔慰金請求の手続きがありますので、お問い合わせください。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 加入（口数追加）証書・亡くなられた方の住民票（除票）	年金加入者または、年金管理者
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の住民票	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 掛金を支払っていた方の振込口座のわかるもの	障害者支援課 福祉医療担当 ☎ 072-423-9090

MEMO

## 【年金を受給していた方が亡くなられた場合】

### 手続き③ 死亡・重度障害届出書の提出

詳細	支所・市民センターで手続き 不可
年金を受給していた方が亡くなられた場合、大阪府に直接手続きが必要です。	期 限 速やかに (亡くなられた日の属する月の翌月から年金受給権が消滅しますので、提出が遅延し、過払いとなつた場合は返納していただくことになります。)
必要なもの	手続き可能な人 年金管理者 問い合わせ先 障害者支援課 福祉医療担当 ☎ 072-423-9090
<input type="checkbox"/> 受給者が削除された住民票（除票） <input type="checkbox"/> 年金証書	

MEMO

チェックリスト

住民登録

健年  
健康保  
険

介護  
高齢福  
祉・障  
害・

税金

子ども

上下水道・  
し尿

その他

市役所外の  
手続き

相続関係

広告掲載  
事業者

## 4. 福祉に関する手続き

### 重度障害者医療費の助成を受けていた

#### 手続き 重度障害者医療医療証の返却及び、資格事項喪失届、申立書の提出

チェックリスト

住民登録

健年金保険

介護福祉・障害

税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が重度障害者医療費助成を受けていた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の重度障害者医療医療証	親族
<input type="checkbox"/> 申立人の振込口座のわかるもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 印鑑	障害者支援課 福祉医療担当 ☎ 072-423-9090

### 岸和田市重度障害者等タクシー助成券を利用していた

#### 手続き 未使用分の重度障害者等タクシー券の返却

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が重度障害者等タクシー券を利用していた場合、死亡日をもって利用できなくなります。未使用分の重度障害者等タクシー券があれば返却してください。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の重度障害者等タクシー券	どなたでも可
	問い合わせ先
	障害者支援課 福祉医療担当 ☎ 072-423-9090

MEMO

## 障害福祉サービスを利用していた

### 手続き 障害福祉サービス受給者証の返却または支給決定保護者の変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が障害福祉サービスを受給していた場合、障害福祉サービス受給者証を返却してください。  また、障害児が受給しており、支給決定保護者が亡くなった場合には、支給決定保護者の変更手続きが必要です。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害福祉サービス受給者証	どなたでも可  問い合わせ先  障害者支援課 サービス担当 ☎ 072-423-9469

## 地域生活支援サービスを利用していた

### 手続き 地域生活支援サービス受給者証の返却または支給決定保護者の変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が地域生活支援サービスを受給していた場合、地域生活支援サービス受給者証を返却してください。  また、障害児が受給しており、支給決定保護者が亡くなった場合には、支給決定保護者の変更手続きが必要です。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援サービス受給者証	どなたでも可  問い合わせ先  障害者支援課 サービス担当 ☎ 072-423-9469

## 4. 福祉に関する手続き

### 緊急通報機を借りていた

#### 手続き 緊急通報機の返却

詳細	支所・市民センターで手続き 不可
亡くなられた方が緊急通報機を借りていた場合、機器の返却が必要です。ご連絡をいただければ対応いたしますので、お問い合わせください。	期 限 速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
なし	問い合わせ先 福祉政策課 地域福祉推進担当 ☎ 072-423-9467

### 紙おむつの給付を受けていた

#### 手続き 紙おむつ給付券の返還

詳細	支所・市民センターで手続き 不可
亡くなられた方が紙おむつ給付券を利用されていた場合、給付券の返還が必要です。	期 限 速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可
<input type="checkbox"/> 紙おむつ給付券（紛失等の場合は不要です。）	問い合わせ先 福祉政策課 高齢福祉担当 ☎ 072-423-9527

MEMO

## 認知症高齢者等見守りネットワークに登録していた

### 手続き 登録の削除

詳細	支所・市民センターで手続き <b>不可</b>
	期 限 速やかに
必要なもの	手続き可能な人 どなたでも可 問い合わせ先 福祉政策課 地域福祉推進担当 ☎ 072-423-9467
なし	

MEMO

チェックリスト  
住民登録

健年  
健康保  
険

介護  
福  
祉  
障  
害

税  
金

子  
ど  
も

上  
下  
水  
道  
し  
尿

そ  
の  
他

市役所外  
の手  
続  
き

相  
続  
関  
係

広  
告  
掲  
載  
事  
業  
者

## 5. 税金に関する手続き

### 市民税・府民税・森林環境税について

#### 手続き 相続人の代表者指定届出書の提出

チェックリスト

住民登録

健年金保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の手続き

相続関係

事業者広告掲載

#### 詳細

亡くなられた方が課税されているまたは今後課税される場合、市民税・府民税・森林環境税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付します。

相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか「相続人の代表者指定届出書」に必要事項を記入し、ご提出ください。

※相当の期間内に「相続人の代表者指定届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定します。

※相続人が相続放棄をした場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。

※賦課期日は1月1日となりますので、お亡くなりになられた後も課税される場合があります。

#### 支所・市民センターで手続き

不可

#### 期限

速やかに

#### 必要なもの

相続人代表者となる方の本人確認書類

※ 代理人の場合、提出に委任状と代理人の本人確認書類が必要です。

#### 手続き可能な人

相続人代表者となる方及び委任状をお持ちの代理人

#### 問い合わせ先

市民税課 賦課担当

☎ 072-423-9417 ~ 9

MEMO

## 固定資産税について

### 手続き 相続人代表者等指定届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
固定資産の所有者が亡くなつてまだ相続登記をしていない場合は、相続人のうちから代表者を選任して相続人代表者等指定届を提出してください。	不可
共有物件の代表者が亡くなったときは、納税義務者変更届を提出してください。	期 限 速やかに
※相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要となります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。詳しくは固定資産税課までご連絡ください。	
※所有権移転登記が済んでいる方は、届出は不要です。	
必要なもの	手続き可能な人
【法定相続人の方が相続される場合】 原則不要	法定相続人 相続人代表者となる方 遺言による受遺者
【法定相続人以外の方が相続される場合】 <input type="checkbox"/> 遺言書の写し等	問い合わせ先 固定資産税課 管理・償却資産担当 ☎ 072-423-9426

MEMO

## 5. 税金に関する手続き

### 法務局に登記していない家屋（未登記家屋）を所有していた

#### 手続き 未登記家屋所有者変更届の提出

チェックリスト

住民登録

健保・健康保険

介護・福祉・障害

税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の手続

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き <b>不可</b>
未登記家屋の相続により所有者が変更した場合は未登記家屋所有者変更届が必要です。	期 限 所有者変更後できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 法定相続人 相続人代表者となる方 遺言による受遺者 親族より受任された司法書士や行政書士等
* 遺産分割協議書がある場合  <input type="checkbox"/> 遺産分割協議書（物件目録、戸籍謄本、印鑑証明を含む） <input type="checkbox"/> 新所有者（市外の方）の住民票 <input type="checkbox"/> 戸籍（除籍）謄本は相続人全員が確認できるもの（亡くなった方の出生から死亡に至るまでのもの） <input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑証明	問い合わせ先 固定資産税課 家屋担当 ☎ 072-423-9428
* 遺産分割協議書がない場合  <input type="checkbox"/> 相続人全員が確認できる戸籍（除籍）謄本（亡くなった方の出生から死亡に至るまでのもの） <input type="checkbox"/> 新所有者（市外の方）の住民票 <input type="checkbox"/> 未登記家屋相続同意書（変更届の裏面。相続人全員の署名と実印が必要） <input type="checkbox"/> 相続人全員の印鑑証明 <input type="checkbox"/> 相続人が確認できる家系図など	

MEMO

## 原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車・ミニカーを所有していた

※上記以外の車両(普通自動車等)については49ページをご覧ください。

### 手続き① 廃車または他市の人名義変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合や他市の人名義変更する場合は、ナンバープレートの返納の手続きをしてください。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書(申告済証) <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	速やかに
	手続き可能な人
	相続人の方 相続人と同居のご家族の方等
	問い合わせ先
	市民税課 諸税担当 ☎ 072-423-9416

### 手続き② 市内的人名義変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	不可
必要なもの	期 限
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書(申告済証) <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 相続人以外の方が手続きする場合のみ:相続人からの委任状	速やかに
	手続き可能な人
	相続人の方 相続人と同居のご家族の方等
	問い合わせ先
	市民税課 諸税担当 ☎ 072-423-9416

## 5. 税金に関する手続き

### 手続き③ 相続人代表者等指定届の提出

チエックリスト

住民登録

健年金保険

介護福祉・障害・税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き
<p>軽自動車税（種別割）は毎年4月1日時点の所有者に納付いただいていますが、所有者が亡くなられた場合は納税通知書を相続人の代表者に送付します。</p> <p>相続人のうち、どなたが相続人の代表者になられるのか、「相続人の代表者指定通知書」に必要事項を記入し、ご提出ください。</p> <p>※相当の期間内に「相続人の代表者指定届出書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定します。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写し等の提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、全ての方について提出が必要です。</p>	不可
期 限	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人代表者となる方の本人確認書類  ※代理人の場合は、上記に加え代理人の本人確認書類（原本）も必要です。	相続人代表者及び委任状をお持つの代理人  問い合わせ先  市民税課 諸税担当 ☎ 072-423-9416

### 市税の納付が済んでいない

### 手続き 納付に係る手続き

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合、相続人の方が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納税通知書により納付をしてください。	不可
期 限	納税通知書に記載の納期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 納税通知書 (紛失されている場合、お申し出いただければ再発行します。)	相続人等  問い合わせ先  納税課 ☎ 072-423-9423 ☎ 072-423-9424

## 口座振替で市税を納付していた

### 手続き 口座振替に係る手続き

詳細	支所・市民センターで手続き
次のいずれかに該当する場合、納税課に必ずご相談ください。	不可
①亡くなられた方が口座振替の登録をされていた	期 限
②亡くなられた方の口座を他の方が振替口座として使用されている	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
なし (引落口座の変更を希望される場合、⑦金融機関窓口または①市役所 のいずれかで手続きが必要です。以下のものをご用意ください。)	相続人等
⑦金融機関 <sup>(注1)</sup> の窓口	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 岸和田市税口座振替依頼書 <sup>(注2)</sup> <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の届出印	納税課 収納管理担当 ☎ 072-423-9422
①市役所の窓口	
<input type="checkbox"/> 金融機関 <sup>(注1)</sup> のキャッシュカード <sup>(注3)</sup> (キャッシュカードの暗証番号の入力が必要です。) (注1) 取り扱い金融機関は、岸和田市のホームページ等 でご確認ください。 (注2) 岸和田市内の取り扱い金融機関の窓口にあります。 岸和田市外の金融機関で手続きの場合、岸和田市 税口座振替依頼書をお送りしますので納税課へご 連絡ください。 (注3) 生体認証カードなど一部のカードでご利用いただ けない場合があります。	

MEMO

## 6. 子どもに関する手続き

### 児童手当を受給していた

#### 【保護者が亡くなられた場合】

##### 手続き 受給者の変更、未支払いの児童手当の請求

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が児童手当を受給していた保護者の場合、今後対象児童を監護する方（以下父母等）に受給者を変更する必要があります。  また、未支払い分の児童手当がある場合は請求の手続きが必要です。	不可
必要なもの	期 限 保護者が亡くなられた日の翌日から起算して 15 日以内
<input type="checkbox"/> 届出者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 父母等のマイナンバーがわかるもの <input type="checkbox"/> 父母等の通帳またはキャッシュカードの写し <input type="checkbox"/> 健康保険資格が確認できるもの（3歳未満の児童がいる場合のみ） <input type="checkbox"/> 未支払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し ※対象児童が複数いる場合は 1 名分のみ	手続き可能な人 父母等 問い合わせ先 子育て支援課 子育て給付担当 ☎ 072-423-9624

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 減額届または消滅届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が児童手当の対象児童の場合、亡くなれた児童以外にも対象児童がいる場合は減額届、いない場合は消滅届が必要です。	不可
必要なもの	期 限 児童が亡くなれた日の翌日から起算して 15 日以内
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	手続き可能な人 父母等 問い合わせ先 子育て支援課 子育て給付担当 ☎ 072-423-9624

## 児童扶養手当を受給していた

### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 児童扶養手当受給者死亡届の提出、児童扶養手当証書の返還

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。 未支払い分があれば請求の手続きが必要です。	不可
	期 限
	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 未支払い分がある場合は、対象児童の振込口座の通帳写し ※対象児童が複数いる場合は1名分のみ	死亡届出義務者 問い合わせ先 子育て支援課 子育て給付担当 ☎ 072-423-9624

### 【児童が亡くなれた場合】

#### 手続き 児童扶養手当資格喪失届(または額改定届)の提出、児童扶養手当証書の返還

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が児童扶養手当の対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。他に児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きとなります。	不可
	期 限
	14日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	児童扶養手当受給資格者 問い合わせ先 子育て支援課 子育て給付担当 ☎ 072-423-9624

MEMO

## 6. 子どもに関する手続き

### 子ども医療証が交付されていた

#### 手続き 医療証の返却、喪失届の提出

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の手続き

相続関係

事業者広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き 可
子ども医療の資格は死亡日をもって喪失となり、喪失届の提出と医療証の返却が必要です。	期 限 14日以内
必要なもの	手続き可能な人 父母等 (父母以外の方が届出される場合はお問い合わせください。)
<input type="checkbox"/> 子ども医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	問い合わせ先 子育て支援課 医療・療育担当 ☎ 072-423-9623

MEMO

## ひとり親家庭医療証が交付されていた

### 【保護者が亡くなられた場合】

#### 手続き 医療証の返却、喪失届の提出、子ども医療証の申請

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方がひとり親家庭医療を受給している保護者の場合、その方と児童の資格は死亡日をもって喪失となりますので、喪失届の提出と医療証の返却が必要です。また、子ども医療証の申請も必要です。	不可
必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 児童の健康保険資格が確認できるもの（「適用開始年月日」または「資格取得年月日」「記号・番号」「保険者番号」「被保険者」の全て記載があるものに限る） (例) 「健康保険証」・「資格情報のお知らせ」・「資格確認書」・マイナポータルからダウンロードした「資格情報画面」等)	14日以内
	手続き可能な人
	死亡届出義務者
	問い合わせ先
	子育て支援課 医療・療育担当 ☎ 072-423-9623

### 【児童が亡くなられた場合】

#### 手続き 医療証の差し替え（または返却）、喪失届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方がひとり親家庭医療を受給している児童の場合、その方の資格は死亡日をもって喪失となりますので、喪失届の提出と医療証の差し替え（または返却）が必要です。	不可
必要なもの	期限
<input type="checkbox"/> ひとり親家庭医療証 <input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	14日以内
	手続き可能な人
	父母等 (ひとり親家庭医療を受給している父母または養育者)
	問い合わせ先
	子育て支援課 医療・療育担当 ☎ 072-423-9623

## 6. 子どもに関する手続き

### 未熟児養育医療券が交付されていた

#### 手続き 医療券の返却

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の  
手続き

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き
未熟児養育医療の資格は死亡日をもって喪失となり、医療券の返却が必要です。	可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 未熟児養育医療券	父母等 (父母以外の方が届出される場合はお問い合わせください)
<input type="checkbox"/> 届出人の本人確認書類	問い合わせ先 子育て支援課 医療・療育担当 ☎ 072-423-9623

### 保育施設や幼稚園を利用している子どもの保護者が亡くなられた

#### 手続き 支給認定証等の変更届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
①支給認定証をお持ちの方及び、認可保育施設、認定こども園や幼稚園を利用中の方 ②施設等利用給付認定通知書をお持ちで、認可外保育施設や幼稚園のアフタースクールをご利用中の方	不可
必要なもの	手続き可能な人
①施設型給付費・地域型給付費支給認定証内容変更届出書 ②施設等利用給付認定変更届	児童の保護者 問い合わせ先 子育て施設課 保育・幼稚園担当 ☎ 072-423-9483

MEMO

## 亡くなられた方が就学奨励費または支援学級就学奨励費を受給していた

### 手続き 申請者及び口座情報の変更

詳細	支所・市民センターで手続き <b>不可</b>
	期 限 できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人 市内小・中学校に在籍する児童生徒と同世帯の保護者 問い合わせ先 教育総務部総務課 学事担当 ☎ 072-423-9607
<input type="checkbox"/> 新たに受給される方の通帳 <input type="checkbox"/> 印鑑	

MEMO

チェックリスト  
住民登録

健年  
健康保  
険

介護  
高齢福  
祉・障害

税金

子ども

上下水道  
し尿

その他

市役所外の  
手続き

相続関係

広告掲載  
事業者

## 6. 子どもに関する手続き

### 岸和田市立小中学校通学者がおり、学校給食費の支払いがある

チエックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・  
高齢者

税金

子ども

上下水道・  
尿

その他

手市役所外の  
手続き

相続関係

事業者  
広告掲載

#### 【保護者が亡くなられた場合】

##### 手続き 給食費の振替口座変更

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が児童・生徒の学校給食費の口座振替登録者の場合、口座振替ができなくなります。改めて口座振替の申込みを金融機関で行う必要があります。	不可
必要なもの	できるだけ速やかに
<input type="checkbox"/> 口座振替（自動払込）申込書（学校で配布） <b>【金融機関で必要なもの】</b> <input type="checkbox"/> 通帳 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳の届出印	手続き可能な人 親族 問い合わせ先 学校給食課 給食費管理担当 ☎ 072-447-6472 通学している学校

#### 【児童が亡くなられた場合】

##### 手続き 学校給食変更・停止・再開届の提出

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が学校給食を食べていた児童・生徒の場合、給食の停止届が必要です。通学していた学校に提出してください。	不可
必要なもの	できるだけ速やかに
<input type="checkbox"/> 学校給食変更・停止・再開届 (用紙はホームページからもダウンロードできます)	手続き可能な人 親族 問い合わせ先 学校給食課 給食費管理担当 ☎ 072-447-6472 通学している学校

## チビッコホーム（学童保育）を利用していた

### 手続き 中止または変更手続き

詳細	支所・市民センターで手続き
チビッコホーム利用者・申請者の世帯員が亡くなられたときは、手続きをしていただく必要があります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	子育て支援課 放課後こども担当 ☎ 072-423-9610

## 障害児通所支援を利用していた

### 手続き 障害児通所受給者証の返却

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が障害児通所支援を利用していた場合、死亡日をもって障害児通所受給者証の返却となります。	不可
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障害児通所受給者証	どなたでも可
	問い合わせ先
	子育て支援課 医療・療育担当 ☎ 072-423-9623

MEMO

## 7. 上下水道・し尿に関する手続き

### 上下水道を使用していた

#### 手続き 名義変更または閉栓手続き

チエックリスト

住民登録

健年  
健康保  
険介護  
高齢  
福祉障  
害

税金

子ども

し上  
下水道  
・

その他

手市  
役所外  
の相続  
関係事業者  
広告掲載

#### 詳細

亡くなられた方が使用者（契約者）の場合、名義変更または閉栓手続きが必要となります。

閉栓手続きの場合、手続きが遅延しますと水道を使用していない場合であっても、基本料金が発生してしまいます。その際に発生した基本料金についてはすでにお支払いの場合であっても返還できませんのでご注意ください。

※電話手続き可

※登録口座の変更は金融機関窓口での申込みとなります。

#### 支所・市民センターで手続き

不可

#### 期 限

できるだけ速やかに

#### 手続き可能な人

親族または同居者が望ましい

#### 問い合わせ先

岸和田水道センター総務課 お客様窓口

☎ 072-423-9593

### 下水道事業受益者負担金を納付中であった

#### 手続き 受益者異動申告書の提出

#### 詳細

下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなられた場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。

※郵送手続き可。ご連絡いただければ受益者異動申告書をお送りします。

#### 支所・市民センターで手続き

不可

#### 期 限

できるだけ速やかに

#### 手続き可能な人

新たな受益者が望ましい

#### 問い合わせ先

下水道河川総務課  
企画担当

☎ 072-423-9591

## し尿汲み取り式のトイレを使用していた

### 手続き し尿汲み取りの廃止または変更の届出

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方がし尿汲み取り式のトイレを使用していた場合、し尿汲み取りの廃止または、世帯人数の変更手続きが必要です。 廃棄物対策課または市民課へ届け出してください。 し尿汲み取りの廃止の場合は、汲み取り業者へ直接連絡して最終汲み取りの依頼をしてください。	可
	期 限
	なし
【汲み取り業者】	
(株)両国設備 072-439-6000	
(株)坂井設備工業所 072-438-4723	
阪南設備工業(株) 072-422-3324	
岸和田設備工業(株) 072-423-0062	
(有)出口設備工業所 072-444-8761	
(有)久米田設備 072-445-9184	
(株)山本設備 072-445-2062	
(株)大八清掃社 072-422-4583	
必要なもの	手続き可能な人
なし	どなたでも可
	問い合わせ先
	廃棄物対策課 地域美化担当 ☎ 072-423-9444

MEMO

## 7. 上下水道・し尿に関する手続き

### 浄化槽が設置された建物を所有していた

#### 手続き 浄化槽の管理者変更または休止の届出

チェックリスト

住民登録

健年  
健康  
保・  
険高  
介  
護  
福  
祉  
障  
害  
・

税金

子ども

し  
上  
下  
水  
道  
・その  
他手  
市  
役  
所  
外  
の  
相  
続  
関  
係事  
業  
者  
広  
告  
掲  
載

#### 詳細

##### 【管理者変更の手続き】

浄化槽が設置された建物を新たに管理していただく方より、浄化槽管理者変更報告書を提出していただき、清掃、保守点検、定期検査（第11条検査）を定期的に実施してください。

##### 【清掃業者】

(株)両国設備	072-439-6000
(株)坂井設備工業所	072-438-4723
阪南設備工業(株)	072-422-3324
岸和田設備工業(株)	072-423-0062
(有)出口設備工業所	072-444-8761
(有)久米田設備	072-445-9184
(株)山本設備	072-445-2062
(株)大八清掃社	072-422-4583

##### 【保守点検業者】

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課 06-6944-9180

大阪府のホームページの浄化槽保守点検業者名簿をご覧ください。

##### 【定期検査（第11条検査）指定検査機関】

一般社団法人 大阪府環境水質指導協会 072-257-3531

##### 【使用しなくなる場合】

浄化槽が設置された建物を当面の間使用する予定がない場合は、休止届を提出することができます。

#### 必要なもの

##### 【管理者変更の場合】

- 浄化槽管理者変更報告書

##### 【使用しなくなる場合】

- 浄化槽使用休止届出書
- 休止前の清掃の記録

#### 支所・市民センターで手続き

#### 不可

#### 期 限

##### 【管理者変更の場合】

管理者変更日より 30 日以内

#### 手続き可能な人

##### 浄化槽の管理者

##### 問い合わせ先

環境保全課 事業所指導担当  
☎ 072-423-9462

## 8. その他の手続き・ご案内

### 市営住宅に入居していた

※府営住宅の方は 50 ページをご覧ください。

#### 手続き 承継・異動届・返還の届出

詳細	支所・市民センターで手続き
名義人が亡くなられた場合で、同居者がいる場合は承継手続きをしてください。 同居者が亡くなられた場合は、異動届出をしてください。 名義人が亡くなられた場合で、同居者がいない場合は住宅を返還してください。	不可 期 限 できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と引き続き入居される方の続柄がわかる戸籍謄本等	同居者もしくは相続人 問い合わせ先 住宅政策課 住宅管理担当 ☎ 072-423-9517

#### MEMO

チェックリスト

住民登録

健年  
康保  
險

高齡  
福祉  
障害

税金

子ども

上下  
水道  
し尿

その他

市役所外の  
手続き

相続関係

広告掲載  
事業者

## 8. その他の手続き・ご案内

### 家屋（住宅、店舗等）を所有していた（空家となつた）

#### 手続き 家屋の管理・売却・解体

チェックリスト

住民登録

健年金保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が所有していた家屋が空家となる場合、相続人は空家の管理を行う必要があります。	不可
管理の方法は様々で、売却や解体によって手放すことも考えられます。	期限
※空家の悩みに関する相談窓口として、空家無料相談会がございます。 予約が必要なため問い合わせ先へご連絡ください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
家屋の権利書等	相続人等
	問い合わせ先
	住宅政策課 住宅政策担当 ☎ 072-447-6513

#### 手続き 相続登記

詳細	支所・市民センターで手続き
亡くなられた方が家屋を所有していた場合、所有権移転登記（相続登記）の手続きが必要です。	不可
※令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。	期限
	相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内または遺産分割協議が成立した日から3年以内
必要なもの	手続き可能な人
問い合わせ先にご確認ください。	問い合わせ先にご確認ください。
	問い合わせ先
	大阪法務局岸和田支局 ☎ 072-438-6501

## 道路及び法定外公共物を占用していた

### 手続き 占用許可の廃止または名義変更

詳細	支所・市民センターで手続き  不可
占用許可を廃止する場合は占用廃止届の提出を、名義の変更をする場合は変更申請を行ってください。添付書類として、占用許可書の写しと申請時の資料が必要です。	期 限  できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人  占用を申請する方  問い合わせ先  建設管理課 道路管理担当 ☎ 072-423-9497
【道路占用の廃止】  □ 占用許可書の写し  □ 占用廃止届  【名義の変更】  □ 占用許可書の写し  □ 占用申請書及び表記されている添付書類  ※詳細は事前にお問い合わせください。	

## 生産緑地を所有していた

### 手続き 所有者の名義変更等

詳細	支所・市民センターで手続き  不可
・生産緑地を継続する場合は、所有者の名義変更が必要です。 ・生産緑地を解除する場合は、個別にご相談ください。	期 限  できるだけ速やかに
必要なもの	手続き可能な人  お問い合わせください。  問い合わせ先  都市計画課 都市計画担当 ☎ 072-423-9629
生産緑地として継続するか解除するかによって手続きが異なりますので、直接お問い合わせください。	

## 8. その他の手続き・ご案内

### 森林を所有していた

#### 手続き 森林の土地所有者の変更

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

#### 詳細

相続等で森林の土地所有者が変更になる場合は、届出が必要です。(森林法第10条の7の2第1項) 届出内容は届出者と前所有者の住所及び氏名、所有権を取得した年月日、土地の所在場所・面積等です。

#### 支所・市民センターで手続き

不可

#### 期限

相続開始の日（被相続人の死亡の日）から90日以内

#### 手続き可能な人

相続人

#### 問い合わせ先

農林水産課 林政水産振興担当

☎ 072-423-9489

#### 必要なもの

- 森林の土地の所有者届出書
- 森林の土地の位置を示す図面
- 登記事項証明書（写しでも可）または土地売買契約書等権利を取得したことがわかる書類

### 農地の所有者だった

#### 手続き 農地の権利者変更

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

#### 詳細

相続等で農地の権利を取得した場合は、農地の所在する市町村農業委員会に届出が必要になります。（農地法第3条の3第1項）詳しくは農業委員会にお問い合わせください。

#### 支所・市民センターで手続き

不可

#### 期限

権利の取得後およそ10ヶ月以内

#### 手続き可能な人

農地の相続人

#### 問い合わせ先

農業委員会事務局

☎ 072-423-9704

## 図書館を利用していた

### 手続き 図書及び図書利用券の返却

詳細	支所・市民センターで手続き <b>市内図書館いずれでも可</b>
亡くなられた方が市内図書館で図書等をお借りの場合、図書等を返却していただく必要があります。また、図書利用券も返却をお願いします。	期 限 <b>なし</b>
必要なもの	手続き可能な人 <b>どなたでも可</b>
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の図書利用券 <input type="checkbox"/> 未返却の図書等（ある場合）	問い合わせ先 <b>岸和田市立図書館 ☎ 072-422-2142（本館）</b>

## 市営墓地の使用者であった

### 手続き 使用者の承継（名義変更）手続き

詳細	支所・市民センターで手続き <b>不可</b>
亡くなられた方が市営墓地をご利用されていた場合、使用者の承継手続き（名義変更）を行ってください。  【岸和田市墓苑（流木墓地）をご利用されていた方】 岸和田市墓所承継使用届の提出が必要です。  【岸和田市共同墓地（上野町西）をご利用されていた方】 岸和田市共同墓地使用者変更報告書の提出が必要です。  ※遠方にお住まいの方など、来庁するのが困難な方は郵送での手続きも対応いたします。  ※市営墓地以外の場合はその墓地の管理者（町会長、寺院等）にお問い合わせください。	期 限 <b>できるだけ速やかに</b>
必要なもの	手続き可能な人 <b>承継者等</b>
手続き内容によって変わりますので、お問い合わせください。	問い合わせ先 <b>公園緑地課 墓苑担当 ☎ 072-423-9581</b>

## 8. その他の手続き・ご案内

### 専門家による相談について

チエックリスト

住民登録

健年  
金保  
険

高齢  
護福  
祉障  
害

税金

子ども

し上  
下水道  
・

その他

手市  
役所  
外の

相  
続  
関  
係

事  
業  
者  
広  
告  
掲  
載

#### 詳細

法律相談（弁護士による相談）、税理士相談（相続税など）、司法書士相談（相続登記など）、行政書士相談（遺言・遺産分割協議書の作成など）など各種専門相談を無料で実施しています。詳しい日程等については、市ホームページや広報紙でご確認ください。

※事前予約が必要です。

#### 相談可能な人

岸和田市在住の方

#### 問い合わせ先

広報広聴課 市民相談室

☎ 072-423-9403

### ご遺族のこころの相談について

#### 詳細

大切な方を失った時のこころの痛みは計り知れないものがあります。もし、誰に相談していいかわからないとき、身近な人に相談できないときは、ひとりで抱え込まずにご相談ください。

※祝日・年末年始は除きます。

#### 問い合わせ先

大阪府岸和田保健所

☎ 072-422-6070（月～金 9:00～17:45）

#### こころの電話相談

☎ 06-6607-8814（月～金 9:30～17:00）

※水曜日は、若者専用電話相談（わかぼちダイヤル）になります。

#### こころの健康相談統一ダイヤル（電話相談）

☎ 0570-064-556（月～金 9:30～17:00）

※発信される場所によっては、相談時間が異なる場合があります。

MEMO

## 死産等された方

### 手続き 出産育児一時金の申請

#### 詳細

国民健康保険に加入されている方が死産等（妊娠12週以上の死産・流産・人工妊娠中絶）された場合も、出産育児一時金の支給対象になります。詳細はお問い合わせください。

他の社会保険などに加入されている方は、会社や加入している健康保険などに直接お問い合わせください。

#### 問い合わせ先

**健康保険課 給付担当**

☎ 072-423-9457

おおさか性と健康の相談センター caran-coron（カラソコロン）では、死産等で小さなお子様を亡くされた方のための個別相談及びお話を実施しています。詳細は、ホームページ（右記二次元コード）にてご確認ください。または、事務局に直接お問い合わせください。



おおさか性と健康の相談センター caran-coron（カラソコロン）

☎ 06-6910-1310（事務局）

【受付時間：火～金 13:30-18:00/18:45-21:00、土・日 9:30-13:00/13:45-18:00】

MEMO

## 岸和田市のごみの排出方法（家財整理の際にご活用ください）

チエックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・

税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の

相続関係

事業者  
広告掲載

### 臨時 排出ごみ

一度に多量のごみを処理する場合、下記の岸和田市一般廃棄物収集運搬許可業者に収集を依頼することができます。（有料となります。）

業者名	住所	連絡先
(株)大八清掃社	南上町2丁目23-23	072-422-4583
(株)薮野清掃社	紙屋町7-3	072-422-1923
阪南設備工業(株)	南上町1丁目28-5	072-422-3324
(株)山本設備	三田町209-1	072-445-2062
(株)坂井設備工業所	下野町5丁目14-16	072-438-4723

業者名	住所	連絡先
岸和田設備工業(株)	並松町8-17	072-423-0062
(株)両国設備	上町23-8	072-439-6000
(有)出口設備工業所	箕土路町2丁目17-4	072-444-8761
(有)久米田設備	小松里町1128-1	072-445-9184

※上記以外の業者には依頼しないでください。

### 岸和田市貝塚市 クリーンセンターへの 直接搬入

亡くなられた方と搬入されるご親族のご住所が異なる場合は、亡くなられた方の住所がわかるもの（郵便物など）をご持参ください。

搬入できるもの、できないものについては岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページをご覧ください。

また、直接搬入には一般廃棄物搬入申請書の提出と身分証明が必要です。

※一般廃棄物搬入申請書は岸和田市貝塚市クリーンセンターのホームページからダウンロードが可能です。

岸和田市貝塚市クリーンセンター <https://www.kishikai-cleancenter.or.jp/>

所在地：岸和田市岸之浦町1番地の2

電話番号：072-436-5389

受付日時：月曜日～金曜日（休日の場合も含む）午後1時から午後5時まで

（できるだけ午後4時30分までに入場してください。）

※土・日曜日は受付しておりません。

搬入料金：70Kg以下は一律1,000円

70Kgを超える場合は、超える重量10Kgにつき140円（令和8年4月からは150円）を加算します。

### 粗大ごみ (専用処理券) (申込み制)

粗大ごみの排出場所は、自宅前またはごみ収集車が横付けできること（集合住宅はごみ集積所）が基本となります。また家屋内から運び出しあは行っていません。

#### ふとん・カーペット



#### 家具類



申込専用電話 **072-433-0053**

月～金 午前9時～午後5時30分（土・日・休日・年末年始は除きます）

品目区分

料金区分	品目区分
500円	45L袋1個または3辺の長さ（高さ、幅、奥行き）の合計が3m以内のもの1個
1,000円	上記を超えるもの1個

見本  
500円券  
1種類のみ

#### 金属類

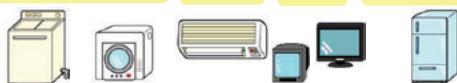


#### 電化製品など



### 家電リサイクル

洗濯機及び衣類乾燥機 エアコン テレビ 冷蔵庫及び冷凍庫



原則として家電小売店に引き取りを依頼してください。  
買った店、買い換える店は引き取る義務があります。

リサイクル料金と運搬手数料が必要です。

※処理方法には他に、①②の方法があります。

①直接自分で指定の引取り場所まで搬送する。

指定引取り場所	日本通運株式会社 岸和田流通センター 電話 072-439-5658 岸和田市地蔵浜町7-6 エフワン流通株式会社 電話 0725-22-4222 泉大津市我孫子601
---------	---

②市に収集運搬を依頼、または許可業者へ収集運搬を依頼する。（別途運搬手数料が必要です。）

申込専用電話 **072-433-0053**

### 拠点回収

小型家電・紙パック・廃乾電池は回収ボックスを利用して下さい。

回収ボックス設置場所は、岸和田市のホームページでご確認ください。



写真：  
岸和田市役所  
新館1階出入口



写真：  
岸和田市立  
保健センター

小型家電  
回収ボックス

左：廃乾電池回収ボックス  
右：紙パック回収ボックス

その他、排出方法については、廃棄物対策課にお問合せください。  
か岸和田市のホームページでご確認ください。

<https://www.city.kishiwada.lg.jp/soshiki/170/>

廃棄物対策課（環境事務所内）

住所：土生町2丁目4-30 連絡先 072-423-1461

MEMO

## 市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・税金

子ども

上下水道・

その他

市役所外の手続

相続関係

事業者  
広告掲載

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	<input type="checkbox"/>	返納手続き	岸和田警察署 ☎ 072-439-1234 門真運転免許試験場 または 光明池運転免許試験場
外国籍の方	<input type="checkbox"/>	特別永住者証明書・在留カードの返納	法務省 大阪出入国在留管理局 ☎ 0570-064259
亡くなられた方の配偶者やご家族が外国籍の方	<input type="checkbox"/>	在留資格についての届出	※死亡日から14日以内に手続きをご確認ください。
恩給	<input type="checkbox"/>	未支給金または過払い金の確認	総務省恩給相談窓口 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・被爆者健康手帳	<input type="checkbox"/>	亡くなられた方の住所地を管轄する保健所へお問い合わせください。	大阪府岸和田保健所 ☎ 072-422-5681
普通自動車・125cc超のバイク	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車の手続き	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2060
軽自動車（三輪・四輪）	<input type="checkbox"/>	名義変更・廃車の手続き	軽自動車検査協会 和泉支所 ☎ 050-3816-1842
国税	<input type="checkbox"/>	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	亡くなった方の住所地を管轄する税務署 岸和田税務署 ☎ 072-438-1341
府税	<input type="checkbox"/>	普通自動車・125cc超バイクの税金手続きなど	大阪府泉南府税事務所 ☎ 072-439-3601

該当事項	<input checked="" type="checkbox"/>	主な手続き	問い合わせ先
不動産登記	<input type="checkbox"/>	土地・家屋等の所有者移転(相続)登記など	大阪地方法務局 岸和田支局 <b>☎ 072-438-6501</b> (予約制)
府営住宅	<input type="checkbox"/>	承継・退去の手続き	大阪府営住宅 岸和田管理センター <b>☎ 072-447-9109</b>
預貯金口座など	<input type="checkbox"/>	口座凍結解除の手続き	各金融機関
株式・債権	<input type="checkbox"/>	株式・債権の名義変更	各証券会社など
生命保険など	<input type="checkbox"/>	死亡保険金・入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社または代理店
損害保険など	<input type="checkbox"/>	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社または代理店
クレジットカード	<input type="checkbox"/>	解約	各契約会社 名義変更、解約
固定電話・携帯電話	<input type="checkbox"/>	契約継承、解約	
インターネット	<input type="checkbox"/>		
新聞・雑誌	<input type="checkbox"/>		
電気・ガス	<input type="checkbox"/>		
ケーブルテレビ	<input type="checkbox"/>		
NHK受信料	<input type="checkbox"/>		

\*手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

### MEMO

## 亡くなられた方が会社員だった場合

亡くなられた方が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期日	備考
死亡退職届の提出	速やかに	亡くなられた方が働いていた勤務先に提出する必要があります。
身分証明書（社員証など）の返却		社員証や健康保険被保険者証など、勤務先から貸与を受けていたものがある場合は、返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者がいる場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	一定の要件に当てはまる場合にご遺族へ支払われる年金です。受給資格要件などがありますので、お近くの年金事務所にご確認ください。

## 亡くなられた方が個人事業主だった場合

亡くなられた方が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項目	期日	備考	
個人事業者の死亡届出書	速やかに	詳細は税務署にお問い合わせください。 岸和田税務署 ☎072-438-1341	
事業廃止届出書			
個人事業の開業・廃業など届出書	1ヶ月以内		
給与支払事務所などの開設・移転・廃止届出書			
所得税の青色申告の取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする年の翌年3月15日まで		

## 相続に関する手続きチェックリスト

項目	期日	備考
<input type="checkbox"/> 相続人の調査・確定		相続人を確定させるためには、亡くなられた方の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。市役所・支所・市民センターの窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/> 遺言書の検認	速やかに	法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続財産の調査		被相続人の預金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、市役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/> 遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や市役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
<input type="checkbox"/> 相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。
<input type="checkbox"/> 所得税の準確定申告	4ヶ月以内	被相続人に1月1日から死亡日まで所得があった場合は、相続人が1月1日から死亡した日までに確定した所得金額及び税額を計算して、相続の開始があったことを知った日の翌日から4ヶ月以内に申告と納税をしなければなりません。
<input type="checkbox"/> 相続税の申告・納付	10ヶ月以内	各相続人が相続や遺贈などにより取得した財産の価額の合計額が基礎控除額を超える場合、相続税の課税対象となります。 基礎控除額＝ 3,000万円+600万円×法定相続人の数

チェックリスト

住民登録

健年  
康保  
険介護  
福  
祉  
・  
税  
金子  
ど  
も上  
下  
水  
道  
・  
其  
の  
他市役所外  
の手  
續  
き相  
続  
関  
係広  
告  
掲  
載  
事  
業  
者

## 住民票（除票）・戸籍の請求について

亡くなられた方の住民票（除票）は、最終住所地の市区町村へご請求ください。住所が岸和田市で、岸和田市に死亡届を出された場合、受理した日の翌日（閉庁日含まず）から交付できます。なお、亡くなられた方のマイナンバー記載の住民票（除票）は、制度上取得いただけませんのでご注意ください。

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・税金

子ども

上下水道・

その他

手数料  
役所外の

相続関係

事業者  
廣告掲載

### 戸籍の証明書の請求について

以下の条件を満たす場合は、本籍地以外の市区町村でも戸籍謄本が取得できます（広域交付）。ただし、本市では、広域交付は市役所本庁のみでしか対応していませんので、ご注意ください。また、直近約2～3週間の間に本籍地以外で死亡届等戸籍の届出を行っている場合、届出の内容が反映されていない場合がありますので、事前に本籍地の市区町村にお問い合わせの上、ご来庁ください。

#### ＜広域交付の発行条件＞

必要な戸籍は、来庁者本人・配偶者または直系親族（親・子・祖父母等）のものである  
※兄弟姉妹・甥姪は直系親族ではありません。

はい↓

戸籍謄本が必要（戸籍抄本や戸籍附票ではない）

いいえ

はい↓

いいえ

来庁者が顔写真付きの本人確認書類を持っている

はい↓

いいえ↓

戸籍の広域交付が利用可

本籍地の市区町村へご請求ください

（場合によっては直系親族からの委任状が必要です）

### 各種手続きで使う戸籍（除籍）謄本について

手続き先によっては、亡くなられた方のお生まれから亡くなるまでの連続した戸籍が必要となることがあります（戸籍・除籍・改製原戸籍等）。お生まれから亡くなられて除籍になるまで、婚姻、転籍、戸籍の改製等により、戸籍が複数作られていることがあるので、どのような戸籍が必要なのか、提出先に事前にご確認の上、取得をお願いいたします。

### 各種手続きで使う戸籍（除籍）謄本について

遠方にお住まいの方や、市役所の開庁時間に来庁できない方は、住民票は住所地の市区町村へ、戸籍は本籍地の市区町村へ、それぞれ郵送で証明書をご請求ください。岸和田市への郵送請求の詳細については、市ホームページをご参照ください。

#### 【郵送で証明書を請求する場合の必要書類】

以下のものを請求先の自治体へ送付してください。

- ・記入済の申請書
- ・請求者の本人確認書類の写し
- ・疎明資料（必要に応じて）
- ・返信用封筒（切手貼付・宛先記載のもの）
- ・手数料（定額小為替）
- ・委任状（必要に応じて）

# 住民票等交付申請書（郵送請求）

必要な方	住所	岸和田市 町 丁目 番 号 番地			
	フリガナ				
	氏名				
生年月日	年 月 日 生				
住民票	世帯全員	通		手数料 1通 300円	
	世帯一部	通			
	除票	通			
	住民票に①②③の項目の記載が必要か不要か○をしてください				
	①世帯主・続柄の記載 (必要・不要)	②本籍・筆頭者の記載 (必要・不要)	③マイナンバーの記載 (必要・不要)		
記載事項証明書		通	本籍地の記載 (必要・不要)	手数料 1通 300円	
請求理由	<input type="checkbox"/> 運転免許 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 金融機関 <input type="checkbox"/> 会社へ提出 <input type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 住宅 <input type="checkbox"/> 融資 <input type="checkbox"/> 保険 <input type="checkbox"/> 年金 <input type="checkbox"/> 登記 <input type="checkbox"/> その他 (具体的に ) )				
申請者	住所	〒			
	氏名	証明対象者との関係			
	昼間の連絡先	( ) - - -			

## 注意事項

※住民票等の交付を請求できるのは、本人または本人と同一世帯に属する人で、代理人（本人または本人と同一世帯以外の人）の場合はご親族であっても委任状が必要です。

※郵送請求の場合、日数に余裕をもってご請求ください。

※記載事項証明書は、所定の用紙に、必要事項を記入して送付してください。

## 住民票等の郵送請求の方法

申請書に必要事項を記入し、以下の①～③を同封して郵送してください。

①手数料相当額の定額小為替（郵便局で購入）

②返信用封筒（返送先の住所、氏名を記載のうえ切手を貼り付けたもの）

簡易書留・速達等での返信を希望される方は、その旨を封筒に表示し料金分の切手を貼付してください。

③申請者の身分証明書のコピー

（運転免許証、パスポート、マイナンバーカード、健康保険資格確認書等）

送付先 〒596-8510 岸和田市岸城町7番1号 岸和田市役所 市民課

チェックリスト  
住民登録

健年  
健康保  
険

介護  
高齢福  
祉・障  
害

税  
金

子  
ど  
も

上  
下  
水道  
し尿

そ  
の  
他

市役所外  
の  
手  
續  
ぎ

相  
続  
関  
係

広  
告  
掲  
載  
事  
業  
者

# 戸籍謄本・各種証明書等交付申請書 (郵送請求)

次のとおり、証明交付を申請します。

チェックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・税金

子ども

上下水道・

その他

手市役所外の  
手続き

相続関係

事業者  
広告掲載

キリトリ線

申請者	住所						
	氏名	大昭平西暦 年月日生					
	戸籍の筆頭者との続柄						
	昼間の連絡先電話番号						

戸籍の表示	本籍						
	筆頭者氏名	明大昭平西暦 年月日生					

使用目的	年金	パスポート	相続	勤務先	免許・許可申請	保険	裁判所
	その他 ( ) 使用目的や提出先をご記入ください。該当するものを〇で囲んでください。						

必要な種類と通数をご記入ください。金額は岸和田市での料金です。市町村によって異なります。

証明の種類	金額	必要通数					
全部事項証明(戸籍謄本)	450円	通					
個人事項証明(戸籍抄本)	450円	通					
除籍	謄本	750円	通				
	抄本	750円	通				
改製原戸籍	謄本	750円	通				
	抄本	750円	通				
戸籍の附票	謄本	300円	通				
	抄本	300円	通				
附票内の記載		<input type="checkbox"/> 本籍と筆頭者 <input type="checkbox"/> 在外選挙人名簿登録市町村名 <small>記載が必要な場合は、チェックを入れてください。</small>					
身分証明	300円	通					
独身証明	300円	通					
届書の写し	350円	通					
届書等情報内容証明	350円	通					

必要な方の氏名 明大昭平令西暦 年月日生

◎どのようなものが必要か詳しくご記入ください。

【例】戸籍の場合「〇〇の出生から死亡まで」、附票の場合「〇〇市から△△市の住所履歴がわかるもの」等

◎2週間以内に戸籍の届出をされた方はご記入ください。

出生届 死亡届 婚姻届

離婚届 入籍届 転籍届

その他( )

令和 年 月 日に

市・町・村へ届出

※ 符号は同内容の戸籍・除籍・原戸籍謄本と同時に請求される場合、手数料は無料です。

( )届 年 月 日 届出

◎手数料として定額小為替 円 同封します。

◎申請者の本人確認書類のコピーを同封してください。

# 委任状

## 代理人

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

---



---

令和 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

## 委任者

住所 \_\_\_\_\_

(方書・部屋番) \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

生年月日 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日生

電話番号 \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_ - \_\_\_\_\_

(宛先)岸和田市長

※委任事項は、どなたの何の手続を委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

チエックリスト

住民登録

健年  
康保  
険

介護  
福祉  
・障害

税金

子ども

上下水道  
・

その他

市役所外の  
手続き

相続  
関係

広告掲載  
事業者

## 家系図（3親等内の親族）

チエックリスト

住民登録

健康保険

介護福祉・障害・税金

子ども

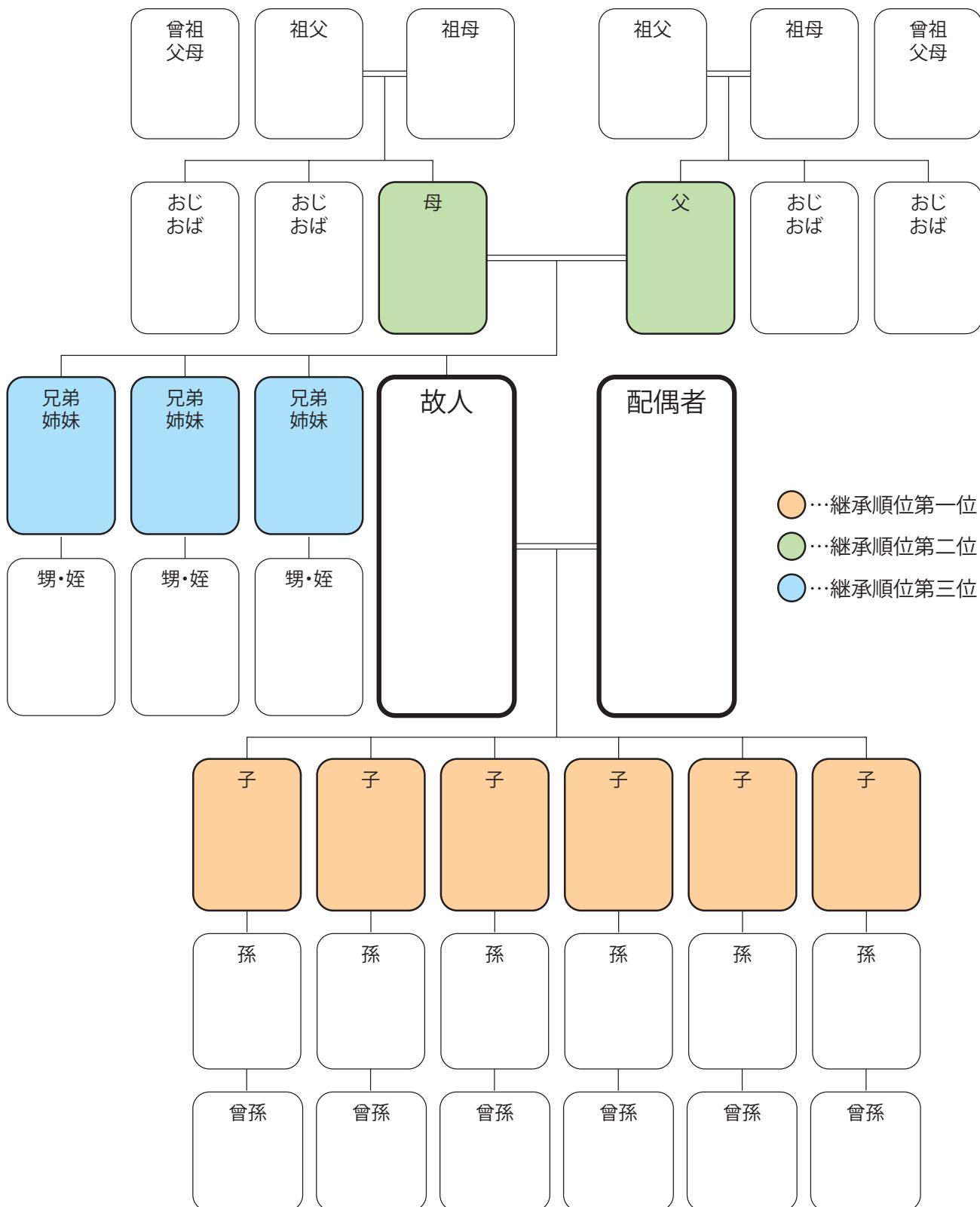
上下水道・

その他

市役所外の手続き

相続関係

事業者  
広告掲載



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP ([https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7\\_000013.html](https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html)) をご覧ください。

# 法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

## 法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。（※1）

（※1）相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

チェックリスト

住民登録

健年  
健康  
保険

介護・  
高齢  
福祉

税金

子ども

上下  
水道

その他

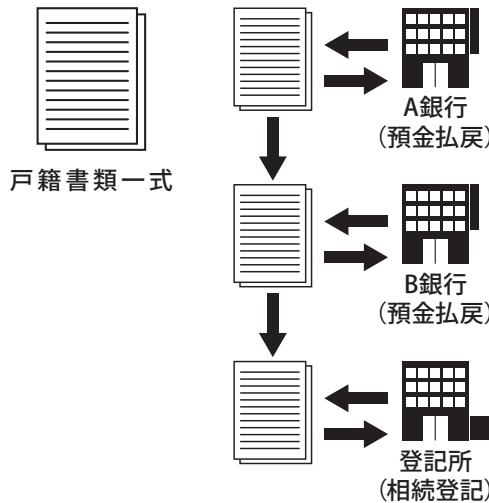
市役所外  
手続き

相続  
関係

広告  
掲載  
事業者

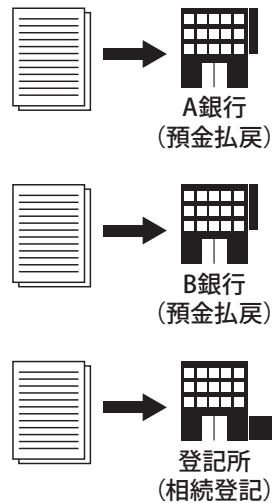
### 法定相続情報証明制度

#### 利用しない場合



#### 利用する場合

法定相続情報  
一覧図の写し  
※無料で必要な通数  
を交付



#### POINT

相続手続きがいくつもある場合にお勧めです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

### 制度の概要

#### ①申出（法定相続人または代理人）

- 市区町村の窓口で戸除籍謄本などを収集します。
- 法定相続情報一覧図を作成します。
- 所定の申出書を記載し、1及び2の書類を添付して登記所に申出をします。



#### ②確認・交付（登記所）

- 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
- 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本などを返却します。



#### ③利用

各種相続手続きにお使いください。

#### POINT

戸籍の収集や一覧図の作成などの手続きは専門家（※2）に依頼することも可能です。

（※2）弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

## 所有者不明土地の解消に向けて 不動産の登記に関するルールが大きく変わりました

チエックリスト

住民登録

健康保険

介護・福祉・障害・  
高齢者

税金

子ども

上下水道・  
し尿

その他

市役所外の手  
続

相続関係

事業者  
広告掲載

# 令和6年4月1日から 相続登記が 義務化されました!!



不動産登記推進  
イメージキャラクター  
「トウキツネ」

POINT 1

相続登記は、亡くなった日から3年以内に申請してください



- 死後後に土地や建物の所有が判明した場合、死亡日より後に不動産を相続したことを知った場合は、知った日から3年を経過するまでが申請期限となります。

POINT 2

令和6年4月1日より前に亡くなっている場合は、令和9年3月31日が申請期限です



- 死亡日が令和6年4月1日より前であっても義務化の対象ですが、3年の猶予期間が設けられており、申請期限は施行日から3年後の令和9年3月31日となります。

POINT 3

令和9年4月以降、申請期限を経過すると10万円以下の過料が科されることがあります



- 過料が科される前には、必ず法務局から一定期間内に登記の申請をするよう通知（催告）があり、次のような場合は過料が科されません。
  - ① 催告に応じて相続登記の申請をしたとき
  - ② 相続した者が重病であるなど、登記をしないことに正当な理由があるとき

POINT 4

司法書士等の専門家に相続手続を依頼することもご検討ください



- 相続手続は、戸籍による相続人の確認や相続財産の特定、遺産分割協議など、登記手続の前に確認・決定すべき事項も多岐にわたります。  
相続手続について、司法書士等の専門家に相談・依頼することもご検討ください。
- 特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続(※)が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係が複雑になり、ご自身での手続が難しいと感じる方が多いです。  
※ 相続の発生後、遺産分割などの相続手続が終わる前に相続人が死亡し、次の相続が開始していること。

大阪司法書士会では、  
無料相続登記相談の実施や、  
司法書士の紹介を行っています。  
詳しくは大阪司法書士会の  
ホームページをご確認ください→→→



相続登記の義務化に  
ついては、大阪法務局の  
ホームページでも  
詳しく案内しています→→→



# 相続登記手続に関するQ&A

気になるギモンにお答えします！



**Q1** 親が亡くなりました。遺言書は残されていません。

相続財産の中に、生前親が所有していた土地や建物がありますが、どうすればいいですか？

土地や建物を含む相続財産を誰が、どのように相続するかを決定する必要があります。

まずは法定相続人(※)を確認し、全員で遺産の分割方法を協議して、誰が相続するかを決定します。

※ 民法で定められた、被相続人（亡くなられた方）の財産を相続する権利のある人のことです。配偶者は常に法定相続人となり、配偶者以外の人は、①子、②直系尊属、③兄弟姉妹の順で配偶者と一緒に法定相続人になります。誰が法定相続人となるかは、被相続人の生まれてから亡くなるまでの戸籍を取得して確認します。

**POINT** 誰が法定相続人となるかが分からない場合や、遺産分割協議の内容や進め方、遺産分割協議書の作成方法など、相続の手続についてお困りの際は、司法書士等の専門家にご相談ください。

**Q2** 遺産分割協議をした結果、土地と建物を相続することになりました。

相続登記の申請をしたいのですが、どうすればいいですか？

相続登記の申請は、ご自身で行う方法と、司法書士等の専門家に依頼する方法があります。

ご自身で相続登記の申請を行う場合は、戸籍など必要書類の取得、遺産分割協議書の作成、登記申請書などの作成をして、法務局に提出する必要があります。

**Q3** 相続登記の申請を自分でする場合の手続について教えてください。

手続の流れは以下のとおりです。



大阪法務局のホームページでは、申請書の作成方法や必要書類について案内しています。

ご自身の申請に必要となる書類等をご確認ください。



申請書等の作成や、市役所等での必要書類の取得を行います。

なお、法務局では、申請書類作成のサポートとして登記手続案内を行っています（事前予約制）。

申請の準備が整えば、法務局に申請書類一式を提出します。

不備がある場合、法務局から連絡があります。登記が完了すれば、法務局から登記完了書類が交付されます。

**POINT**

ご自身で申請される場合、2・3の段階で市役所等や法務局へ複数回足を運んでいただくことになります。

申請書類の作成に手間や時間を掛けられない方は、司法書士等の専門家への依頼をご検討ください。

特に、①相続の発生から長期間経過している、②数次相続が発生している、③兄弟姉妹が相続人になるなどの場合は、権利関係や必要書類が複雑になり、ご自身での手續が難しい方が多いです。

**Q4** 相続登記の申請を司法書士に依頼したいと思っていますが、法務局から紹介してもらえますか？

法務局から司法書士を紹介することはできません。

司法書士の紹介を希望される場合は、大阪司法書士会のホームページをご確認ください。



**Q5** 相続登記にかかる費用について教えてください。

相続登記を申請する際、登録免許税という税金がかかります。

登録免許税の税率は、不動産の価額の1000分の4（0.4%）で、収入印紙などで納めます。（例えば、不動産の価額が200万円の場合、登録免許税額は8000円です。）

その他、戸籍等の必要書類の取得費用や、司法書士に依頼した場合は手数料が必要となります。

**POINT**

不動産の価額は、毎年4月頃に市区町村から送付される固定資産課税明細書で確認できます。

なお、令和7年度現在、相続する不動産が100万円以下の土地であるなど、一定の場合は登録免許税が免税となります。免税措置の内容は変更されることもありますので、詳細は法務局のホームページをご確認ください。



チェックリスト  
住民登録

健年  
健康保  
険

介護・  
福祉・  
障害

税金

子ども

上下水道・  
施設

その他

市役所外の  
手続き

相続関係

広告掲載  
事業者

# 庁舎案内図

第2別館

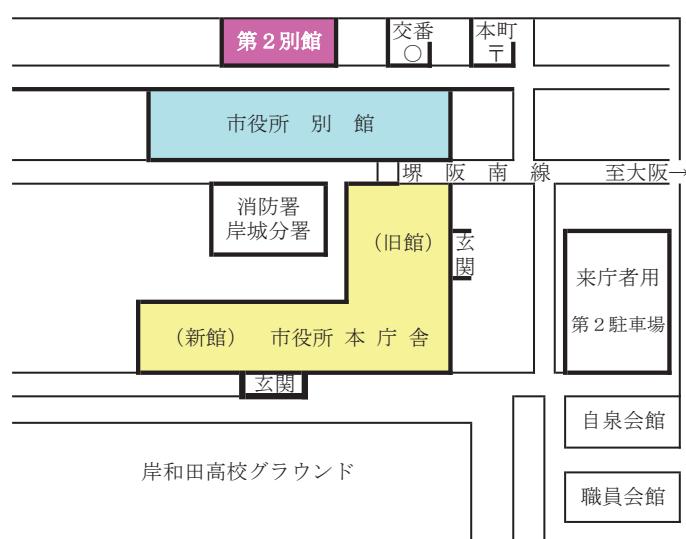
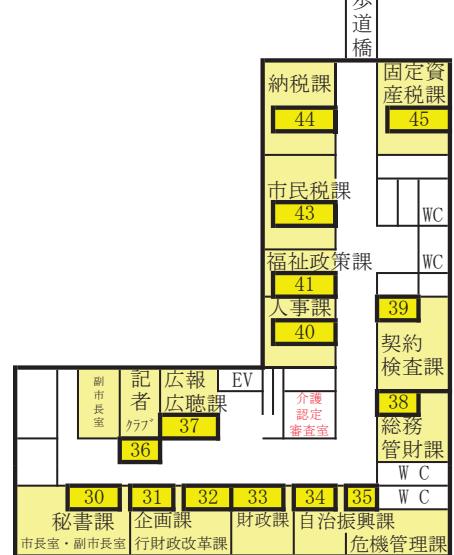
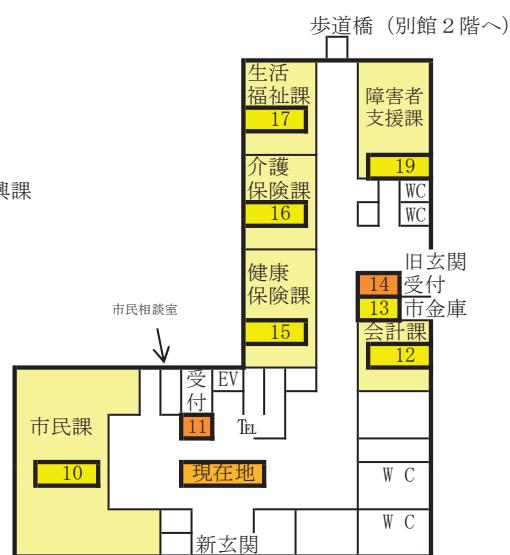
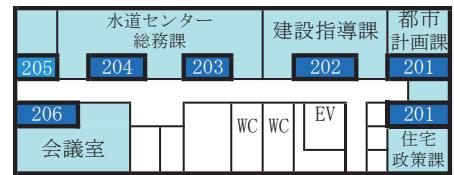
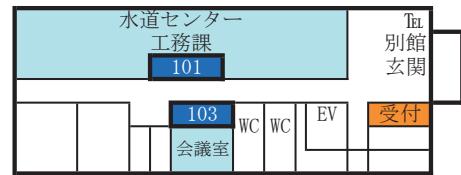
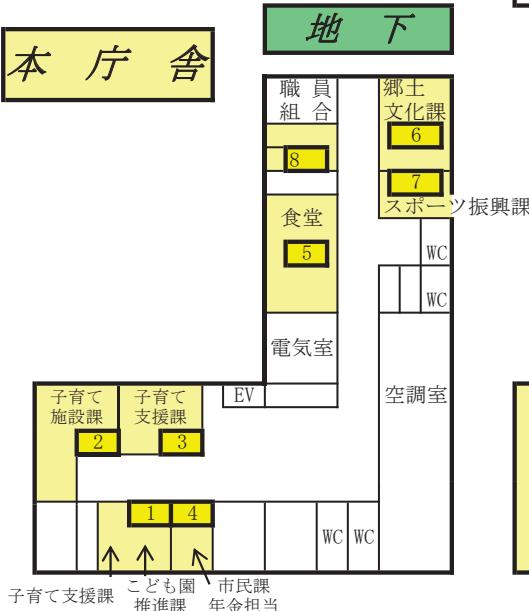
別館

本庁舎

1階

2階

地下



《総合政策部》  
企画課  
秘書課 (市長・副市長室)  
広報広聴課  
記者クラブ

《総務部》  
総務管財課  
庁舎建設準備課  
契約検査課  
人事課  
IT推進課

《財務部》  
財政課  
行財政改革課  
市民税課  
固定資産税課  
納税課

《市民健康部》  
自治振興課  
市民課  
市民課 (年金担当)  
健康保険課

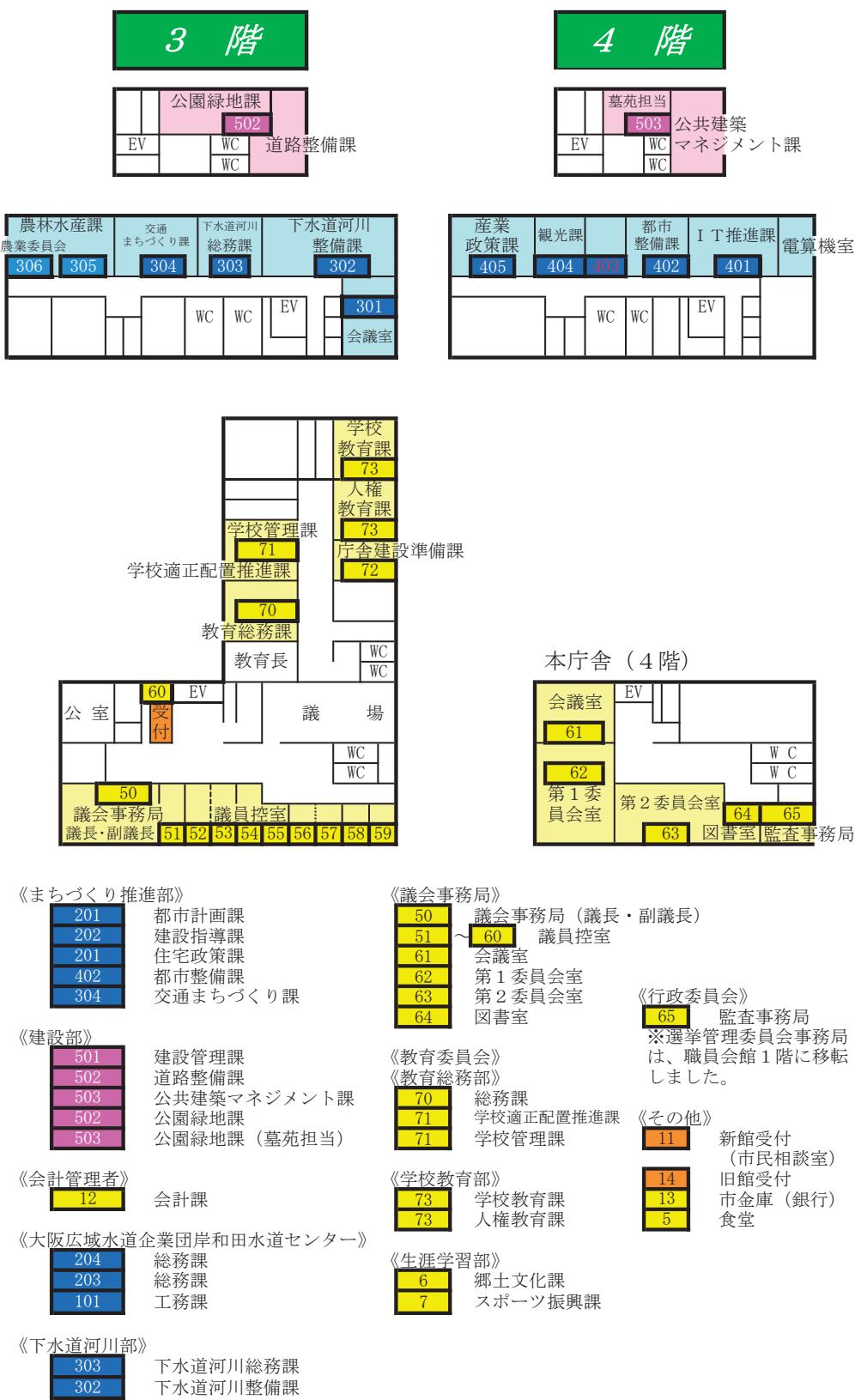
《危機管理部》  
危機管理課

《福祉部》  
福祉政策課  
障害者支援課  
生活福祉課  
介護保険課

《子ども家庭応援部》  
子育て支援課  
子育て支援課(医療証)  
子育て施設課  
こども園推進課

《魅力創造部》  
産業政策課  
観光課

《環境農林水産部》  
農林水産課  
農業委員会



※令和8年2月1日現在

発 行 岸和田市役所

編集／制作 株式会社鎌倉新書

発 行 年 2026年2月

